

〔平成 29 年 12 月 16 日
AMUSE 規程第 3 号〕

改定 令和 5 年 5 月 28 日
改定 令和 6 年 5 月 26 日
令和 6 年 7 月 9 日より仮運用
改定 令和 6 年 12 月 11 日
改定 令和 7 年 4 月 21 日
改定 令和 8 年 4 月 1 日

医学生 及び 初期研修医 学会参加旅費等 助成規程

第 1 条 【目的】

この規程は、外科学に関心を有する医学生、及び初期研修医を対象に、将来外科医として一般社団法人 AMUSE への入社を勧誘するとともに、外科学に関する学会等への参加を促すため、旅費等の助成について必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 【助成対象者】

旅費等の助成対象者は、旭川医科大学医学部に在籍し、外科学に関心を有する医学生、及び AMUSE に未入会の初期研修医で、いずれも将来、一般社団法人 AMUSE への入社を希望する者とする。

第 3 条 【助成対象】

1. 助成対象者が、国内で開催される外科学系の学会、セミナー、ワークショップ、講習（以下「学会等」という。）に参加する場合に、交通費、宿泊費、参加費を助成する。
2. 前項の宿泊費は、開催期間中に限り助成する。

第 4 条 【助成額】

1. 交通費及び宿泊費の合計額に対する助成の上限額は全国一律 **7 万円**とする。（北海道を除く。）
2. 北海道内で開催の学会等（以下「地方学会等」という。）に参加する場合は、交通費及び宿泊費（上限 13,000 円）を助成する。なお、交通事情等の止む得ない理由により、開催地との往復に自家用車を使用した場合は、一律「公共交通機関の利用料金」とする。（大学規程に準ずる。）
※ HOPES 参加旅費についてはそれに限らない。

3. 国外学会において、交通費及び宿泊費の合計額に対する助成の上限額は、次の各号の地域ごとに定めた額とする。

- | | | | |
|-----|---|----|--------------|
| (1) | アジア（中近東、インドを除く） | …… | 120,000 円 |
| (2) | 南北アメリカ、オセアニア、
中近東、インド、ヨーロッパ、
アフリカ | } | …… 180,000 円 |

第5条 【助成回数】

助成の回数は、次のとおりとする。

1. セミナー、ワークショップ及び講習のいずれかの参加は、原則一会計年度あたり1回とする。
2. 地方学会等への参加回数は、**発表がない場合は2回**、発表がある場合は制限なしとする。
3. 学会の参加は、**発表の有無にかかわらず、道外国外を合わせて**原則一会計年度あたり**1回**までとする。
る。

表1 (学会参加回数 一覧)

セミナー		道内学会		道外学会		海外	
道内	道外	発表なし	発表あり	発表なし	発表あり	発表なし	発表あり
1回		2回	無制限	1回		1回 ※4	

※4 「道外学会1回」に含む

第6条 【仮払い申請手続及び精算方法】

1. 仮払い申請対象者は、旭川医科大学医学部に在籍の外科学に関心を有する医学生とし、初期研修医は対象外とする。
2. 交通費及び宿泊費の合計額に対する仮払いの上限額は全国一律 **7万円**とする。(北海道を除く。)
3. 仮払金申請書に必要事項を記入し、仮払い対象に係る領収書を添付し、AMUSE事務局宛に提出すること。
4. 領収書を確認後、現金で支給する。
5. 仮払日より5日間以内に申請書内の受領欄に申請者もしくは引率医師が署名、捺印の上、事務局に提出すること。
6. 学会終了後2週間以内に、「医学生 及び 初期研修医 学会参加 旅費 助成申請書」を提出すること。

第7条 【申請手続】

1. 学会等または地方学会等に参加を希望する助成対象者は、予め指導教員の承認を得なければならない。
2. 学会等または地方学会等に参加した助成対象者は、**帰着後 2 週間以内**に別紙「学会等参加報告及び旅費助成申請書」を指導教員の確認を経て、代表理事に提出しなければならない。
3. 前項の「学会等参加報告及び旅費助成申請書」には、次の1号から3号については原本を、また4号については写しを添付しなければならない。
 - ① 航空機利用に係る領収書及び搭乗半券または搭乗証明書（原則 原本）
 - ② 宿泊に係る領収書（原則 原本）
 - ③ JR利用に係る領収書（原則 原本）
 - ④ 学会等のプログラム及び参加証等（写し）
4. 本会以外からも助成を得る場合は、本会以外への申請、助成内容が証明できるもの（旅行 命令・依頼 簿）等のコピーを添付して本会に申請すること。

第8条 【申請期間】

前条第2号の申請は、当該年度の4月1日より翌年3月末日までとする。また、開催日が年度末であり、申請が間に合わない場合はこの限りではない。**(開催期日より2週間以内の申請に限る。)**

第9条 【助成金の支給】

事務局によって申請内容及び領収書の確認後、担当役員の承認を受けたのち、申請書に記載の指定された金融機関口座へ振込の方法により支給する。

第10条 【雑則】

この規程に定めるもののほか、助成に関し必要な事項は、代表理事が理事会の議を経て別に定める。

附則

1. この規程は、平成30年1月1日から施行する。
2. 改正後の規程は、令和5年5月28日から施行する。
3. 改正後の規程は、令和6年5月26日から施行する。
4. この規定は、令和6年7月9日より仮運用とする。また、改定については次回理事会の議案とする。
5. 改定後の規程は、令和6年12月11日から施行する。
6. **改定後の規程は、令和7年4月21日から施行する。**
7. **改定後の規程は、令和8年4月1日から施行する。**